

財務 VOL.53

知っておきたい相続⑤ ー教育資金の一括贈与ー

先月号では、「遺留分」「特別受益」「寄与分」についてご紹介させて頂きました。

今回は、昨今新聞紙上等で大きく報道されております『**教育資金の一括贈与**』を取り上げます。先生のご家族の状況によっては**効果的な相続税の節税策**となりますので、本制度のメリットにつきまして解説させて頂きます。

概要

贈与をする方(以下「**贈与者**」といいます)が、贈与を受ける**30歳未満の子や孫**(以下「**受贈者**」といいます)の「**教育資金※**」を取扱金融機関に預けた場合、**1,500万円までは贈与税がかかりません**(但し、平成25年4月1日から平成27年12月31日までの贈与に限ります)。

※「教育資金」とは、教育のために直接支払う金銭で、**学校等への支払に加え、習い事等の費用も500万円まで**(学校等への支払と合わせて1,500万円まで)対象となります。

なお、教育資金の支払が必要となった場合には、

- (1) **いったん受贈者が教育資金を立替払いし、支払から1年以内**に支払を証明する書類を取扱金融機関に提出、取扱金融機関から**支払金額を受け取る**方法
- (2) 教育資金を取扱金融機関から引き出して**支払い、支払の翌年3月15日までに**、支払を証明する書類を取扱金融機関に提出する方法

の2通りの方法があり、**口座開設時にいずれかを選択**することとなります。なお、**選択した方法を後になって変更することはできません**ので注意が必要です。

また、**受贈者が30歳**になった時点で教育資金が使い切れずに残っていれば、当該**残金は贈与税の課税対象**となりますので、これも注意が必要です。

「教育資金に該当するもの、しないもの」の主な例示

- i. **学校等への支払**に該当するもの
 - ① 幼稚園・保育所への支払
 - ② 小学校、中学校、高等学校、大学への支払
 - ③ 大学受験予備校(※)への支払
 - ④ 資格専門学校(※)への支払
 - ⑤ 海外の教育機関への支払
 - ⑥ 大学入試センター試験の受験料
- (※)「**学校等**」の認可を受けている一部の大手校に限定

ii. **習い事等の費用**に該当するもの

- ① 塾・家庭教師への支払
- ② 学校等への支払に該当しない大学受験予備校・
- ③ 資格専門学校への支払
- ③ スポーツ(野球等)・芸術(ピアノ等)の指導者への支払

iii. 教育資金に**該当しないもの**

- ① 自分で購入した参考書の代金
- ② 下宿の費用
- ③ 留学の渡航費、現地での滞在費

メリット

(I) **一度に無税で多額の贈与ができる**

そもそも、**必要に応じて子や孫の学費を支払うことは贈与にはあたりません**(学費として必要な金額を超えて金銭を渡す場合には贈与税が課されます)が、現時点でそれが難しい場合、つまり、**子や孫がまだ幼い**ため将来において**多額の学費が見込まれる**一方、**贈与者が高齢**であり**必要に応じてその都度学費を支払うことが困難である**と想定される場合には、現時点での一括贈与が可能となるため非常に有効であり、使わない手はないといえます。

(II) **相続開始前3年以内の贈与でも OK**

相続対策の一つに生前贈与がございますが、**相続開始前3年以内に行われた贈与**につきましては、**相続税の課税対象となり、相続税の節税にはなりません**。

しかし、教育資金の一括贈与の場合には、相続開始前3年以内に行われた場合であっても、一括贈与の時点では課税対象となる残金が発生するかどうか分かりません。よって、この場合には、**例外的に相続税は課税されず、相続税の節税策として有効**です。

なお、ご注意いただきたい点として、教育資金の一括贈与を行った後で、急に贈与者に資金が必要となる可能性を想定しておく必要があります。自らの老後資金を念頭に置いた上で、**無理のない範囲**で贈与金額を検討してください。

新聞報道によりますと、教育資金の一括贈与に係る金銭信託の契約が急増しており、すでに大手信託銀行4行(三井住友信託銀行、三菱 UFJ 信託銀行、みずほ信託銀行、りそな銀行)の契約件数は合計約3万件、契約残高は合計約2,000億円とのことです。

上記のメリットを享受できる方は一度検討されてみてはいかがでしょうか。